

受付番号：2013-1-244

課題名：東日本大震災による災害ストレスとその後の生活環境変化が婦人科疾患に及ぼす影響の解析

1. 研究の対象

2010年1月～2013年4月に宮城県で宮城県対がん協会管轄の婦人科がん検診を受けられた方

2. 研究目的・方法

目的

東日本大震災に伴うストレスとその後の生活環境の変化が、女性の内分泌動態の変化にどのような影響を与え、どのような症状を引き起こしているか、どのような婦人科疾患が増加しているかは不明です。そこで、被災地を含め、宮城県の婦人科がん検診データを問診票も含め解析し、震災前中後で女性の内分泌環境にどのような変化が起き、月経不順・不正性器出血など、どのような症状がみられているか、どのような婦人科腫瘍が発症しているか、発症率の傾向に変化があるかを調査・解析します。被災地での女性の震災前後での婦人科疾患罹患の動向と傾向を明らかとし、予防策を構築することで今後の住民の長期健康保持への指針策定に役立て、災害に強い新たながん検診システムのあり方を検討することを目的としています。

方法

宮城県で婦人科がん検診を施行し、宮城県対がん協会に保管されている、平成22年1月から平成25年4月までの問診票を含む検診データを解析し、震災前中後でどのような症状や、どのような婦人科腫瘍が発症しているか、発症率の傾向に変化があるかを調査します。得られた解析結果を発表する際には、個人の氏名、イニシャルの情報が公表されることはなく、個人が特定されることはありません。

研究期間 2013年10月から2018年9月

3. 研究に用いる試料・情報の種類

情報：問診票を含む検診データにある病歴、月経不順・不正出血などの症状 等

4. 外部への試料・情報の提供

該当なし

5. 研究組織

宮城県対がん協会 渋谷 大介

6. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。
ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、
研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

東北大学災害科学国際研究所・災害産婦人科学分野（産婦人科兼務）伊藤 潔（研究責任者）

980-8574 宮城県仙台市青葉区星陵町 1-1

TEL:022-717-7254 (内線 3684)FAX:022-717-7258

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先：「6. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)>

- ① 研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ② 研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③ 法令に違反することとなる場合